

1 競争入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、入札書に記載される書面上の金額が消費税法に規定する消費税及び地方消費税の課税標準と一致しないものは除く。

3 入札の無効

- (1) 第2項に示す入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難いもの
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 見本を提出しなかった者、又は見本が不合格の者（入札前までに連絡する。）
- (5) 入札書を受領しなかった者の入札
- (6) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合

4 契約書の作成

契約締結に当たっては、契約（請）書を作成する。

5 公告の掲示場所

西部方面隊ホームページ、陸上自衛隊福岡駐屯地、陸上自衛隊小倉駐屯地、陸上自衛隊飯塚駐屯地、春日市商工会議所、航空自衛隊春日基地、

6 その他

- (1) 入札に関する委任を受けた者は、入札前にあらかじめ委任状の提出を要します。
- (2) 入札には専用の入札書を使用しますので参加を希望する者は、令和5年2月14日(火)12時までに入札書を受領してください。
- (3) 郵便による入札の場合は、入札日の前日までに必着するように郵送して下さい。また、入札金額が同額になる場合は当該入札に関係のない職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡する。
注意事項：郵便による入札において、送付される場合には必ず「入札書在中」の記載をお願いします。
- (4) 電信・電話及びFAXによる入札は認めない。
- (5) 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、「入札金額×予定数量」の総額(税込)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、納入予定日及び数量が予定されていない場合「(予定数量－納入済数量)×単価」の総額(税込)、また納入予定日及び数量が予定されている場合は解除を申し出た日以降の「納入予定数量×単価」の総額(税込)の100分の10以上を違約金として徴収します。
- (6) 契約条項・入札等参加者心得を確認のうえ、暴力団排除に関する事項に誓約する旨を入札書に付記するものとする。